

街なみ環境整備方針説明書

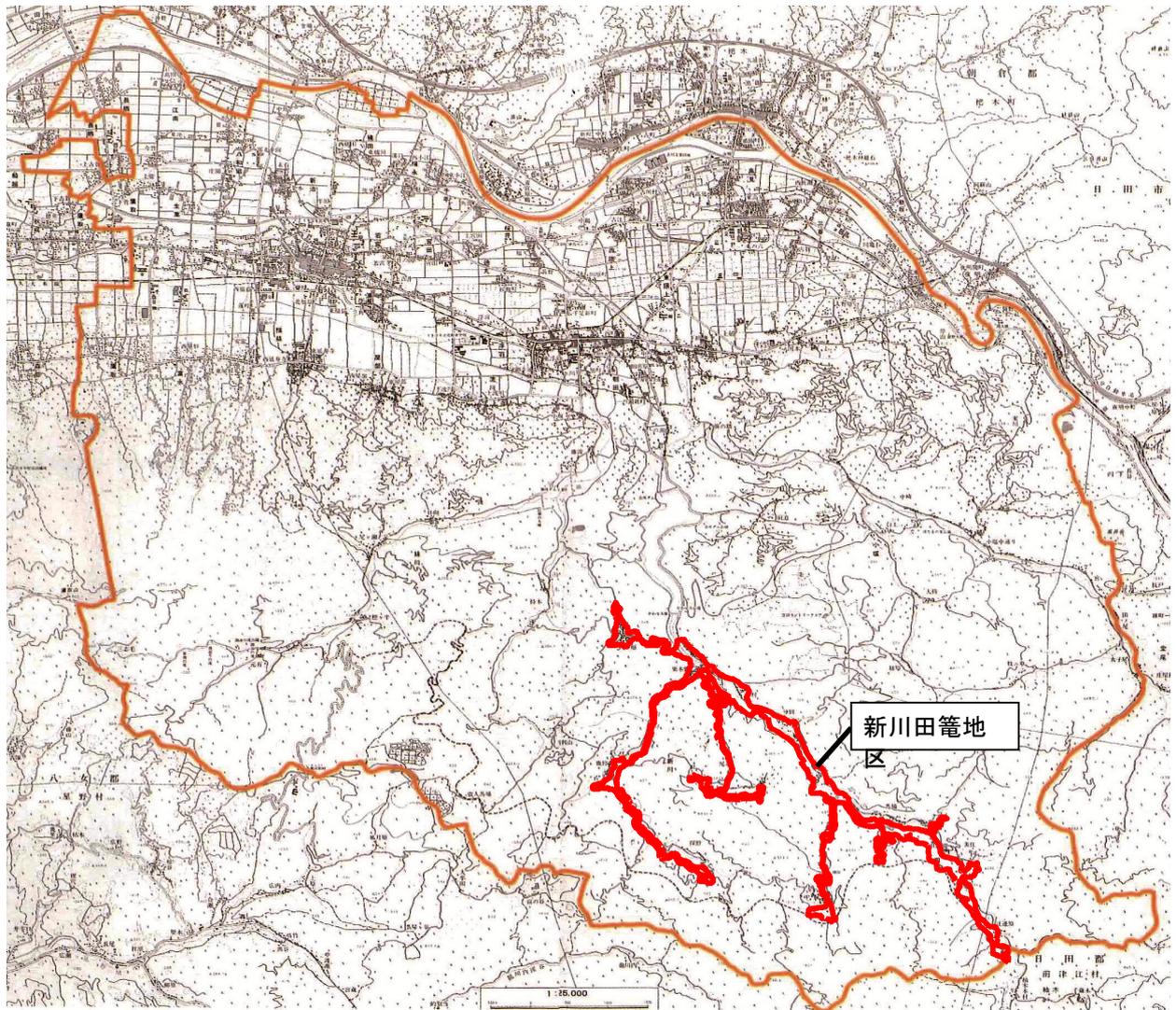
都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	新川田箆
区域現況	区域の概況	新川田箆は、うきは市の南東部に位置し、自然条件の厳しい山間部にあつて隈上川、鹿狩川による水系からそれぞれの場所に応じた巧みな水利によってつくられた棚田が広がる地域であり、かつ旧往還に沿って伝統的な山村集落が今も息づく文化的な景観を見せる。			
	道路の現況	区域内の道路は、県道・市道により構成されている。地域の中心部を隈上川と並行して北西から南東に県道朝田日田線が走り、鹿狩川に沿うように市道が地域南西部の集落を循環する骨格となっており、そこから他の市道や農道及び里道によって宅地や農地が結ばれている。			
	公園等の現況	山村集落であり、神社やお堂など伝統的な交流スペースはあるが、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	平成18年に「つづら棚田を守る会」が発足し、棚田オーナー制度をはじめとして地域振興を行政と協働で担っており、平成23年、伝統家屋を活用した宿泊型体験施設「つづら山荘」を集落が主体的に運営するなど地域の魅力を活かした活動が育っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	緑豊かな山林に囲まれ、棚田の石垣や集落の伝統家屋が織りなす歴史的かつ文化的な地域景観を、住民生活を尊重した環境整備により適切に維持保全することで、地域の活性化につながる生活環境の形成を図る。			
	整備の時期	平成23年度～平成32年度（10カ年）			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	協議会での検討により、各集落の風致に即した整備を図る。		
		小公園等	協議会での検討により、集落ごとの配置を図る。		
		その他	新川地区と田箆地区の交流を目的とした生活環境施設、街路灯、案内板等のサイン計画及び整備を行う。		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	今後とも山村集落の歴史的風致を損なわないように、現存する伝統家屋の外観を参照した住宅等の修景を推進する。		
		敷地	周囲境界の段差を石垣や石積として収めることを基本とし、必要に応じて板壁や生垣により沿道景観を調和させる。		
外構		棚田景観の保全育成を目的として、棚田の自主管理を維持育成するために、水路のメンテナンスや植栽（草刈）により外構修景を図る。			
その他の事項	地元協議会活動（地区施設、街路灯・看板板等の導入や配置検討など）を集落ごとに計画的に支援する。				

【位置図】

区域名または地区名

新川田籠地区

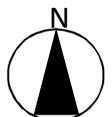
市町村位置図



新川田籠地区



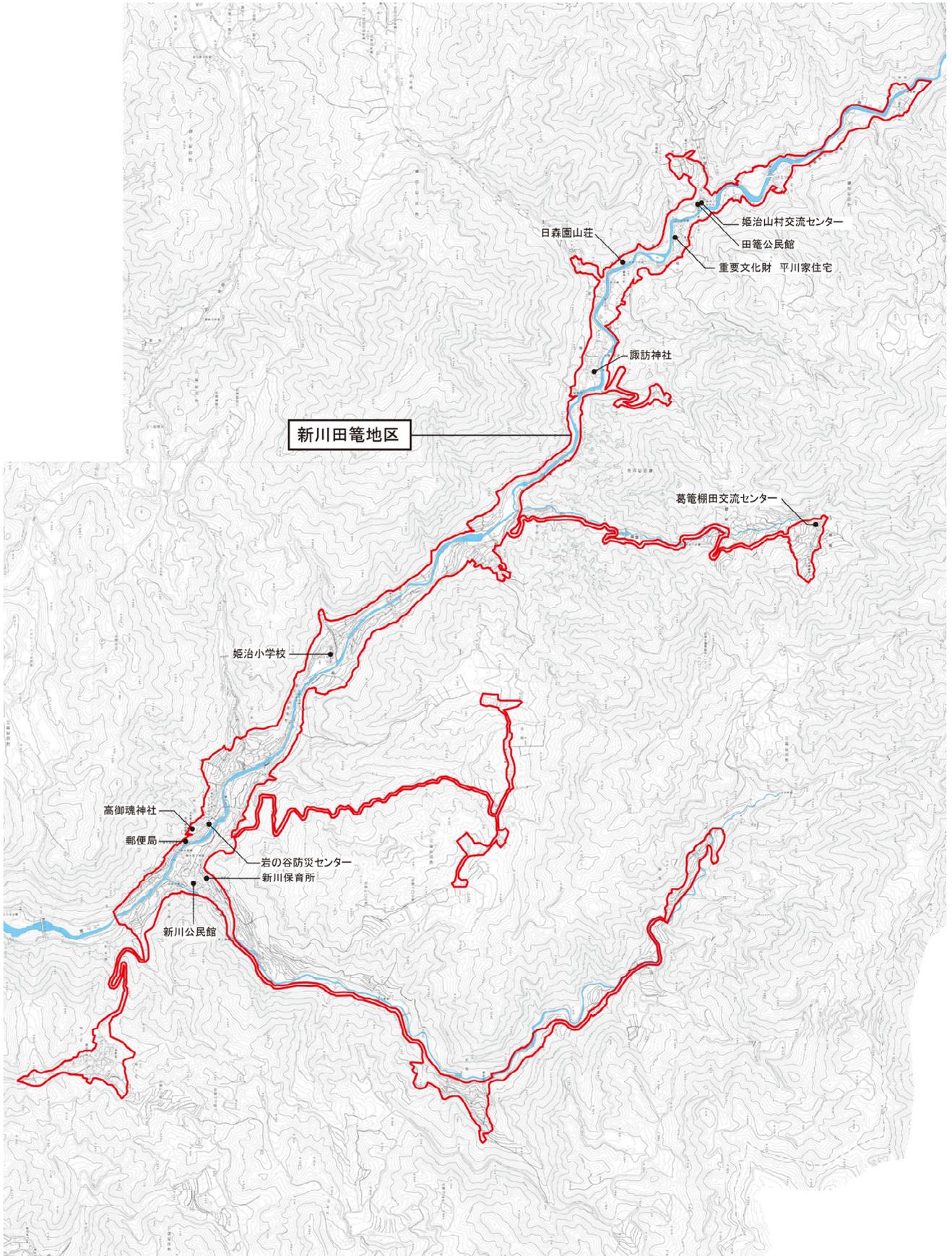
街なみ環境整備促進区域
街なみ環境整備事業地区



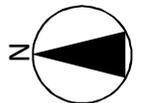
【区域図】

区域名又は地区名

新川田籠地区



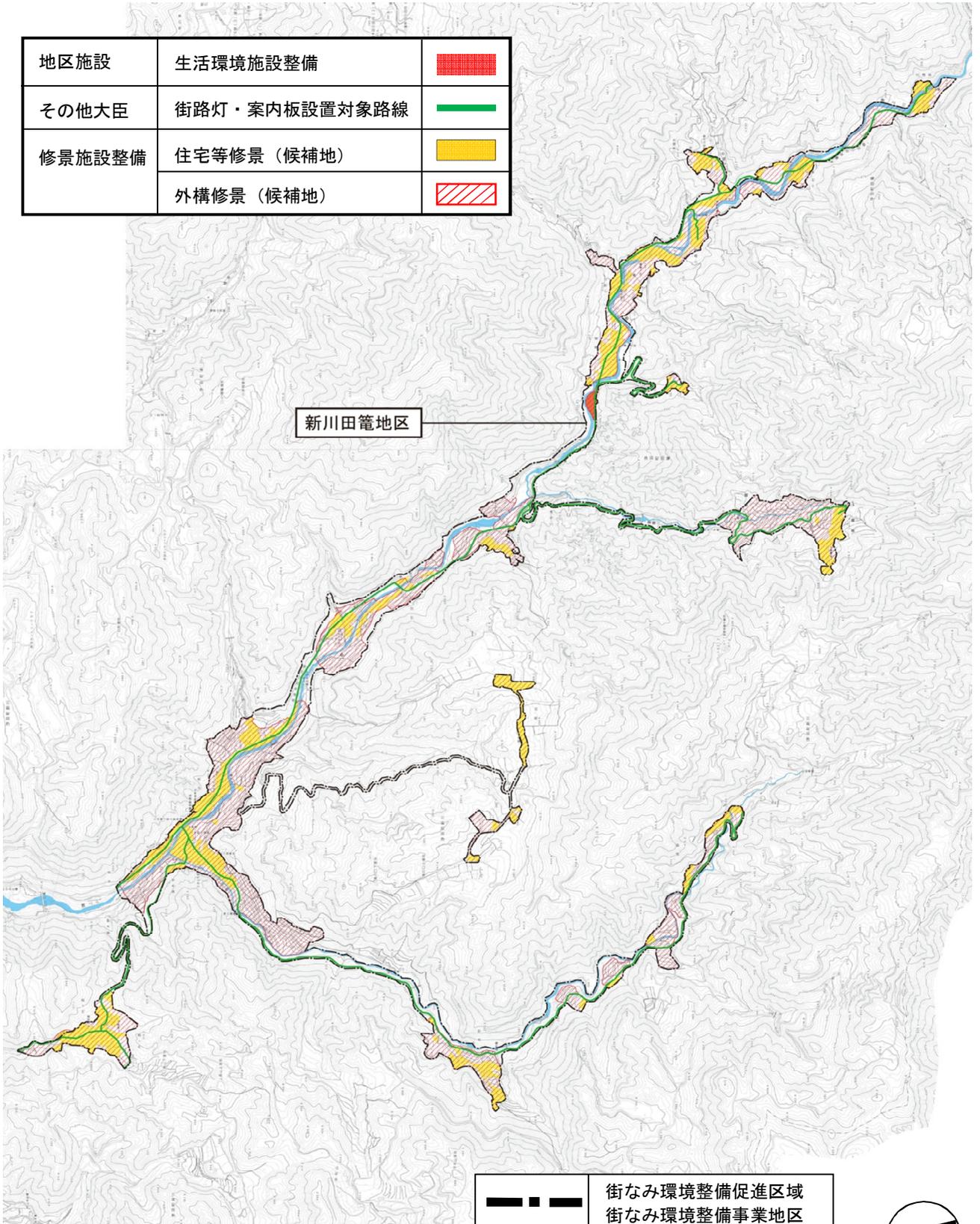
	街なみ環境整備促進区域
	街なみ環境整備事業地区
S=1:25,000	
	



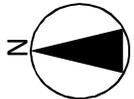
【整備方針図】

地区名	新川田箆地区
-----	--------

地区施設	生活環境施設整備	
その他大臣	街路灯・案内板設置対象路線	
修景施設整備	住宅等修景（候補地）	
	外構修景（候補地）	



	街なみ環境整備促進区域
	街なみ環境整備事業地区
S=1:25,000	0 20 400 800



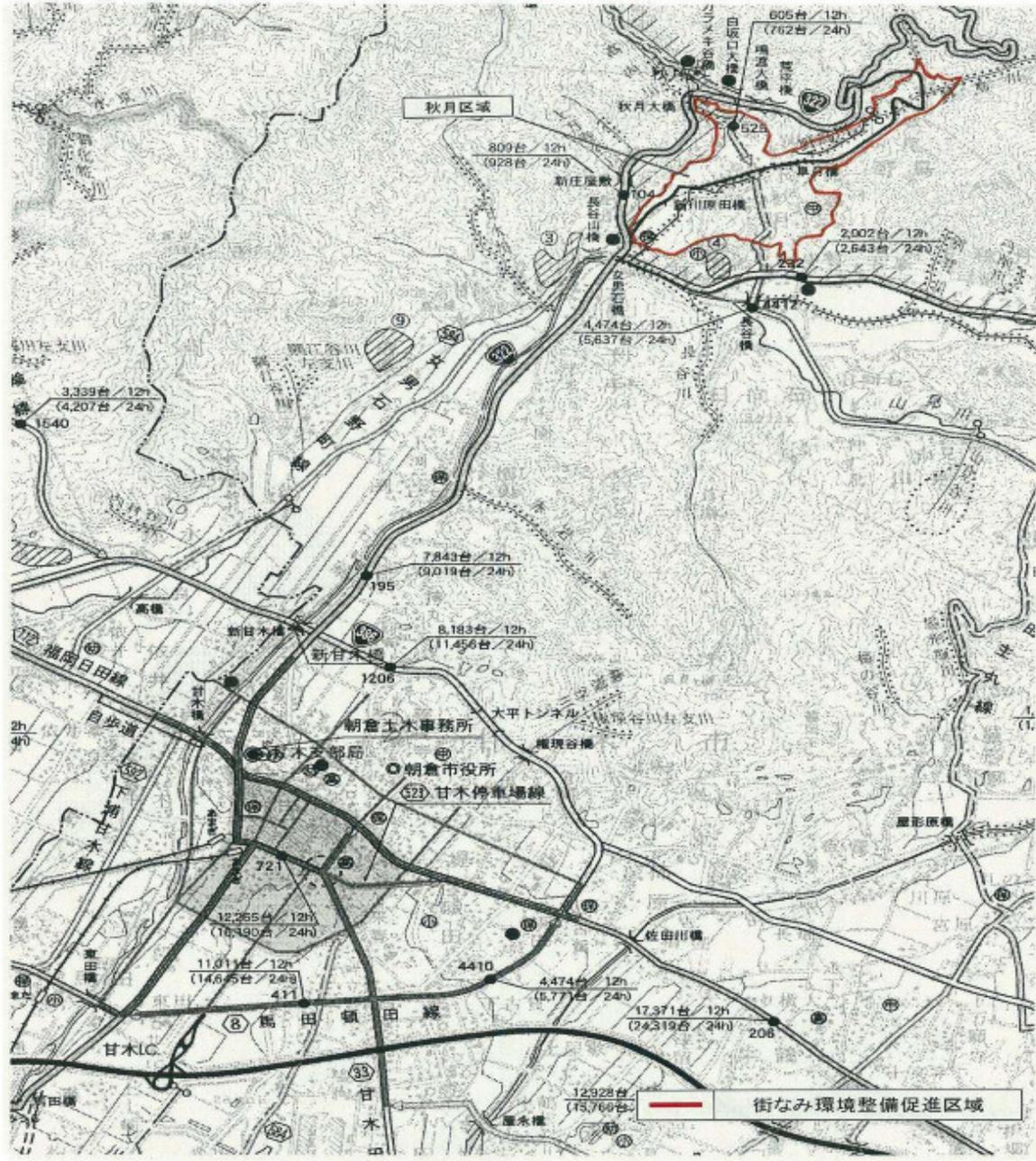
別記様式第 6 街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	朝倉市	区域名	秋月	
区域現況	区域の概況	筑前の小京都と呼ばれる秋月は、近世城下町として地割をはじめとする基本的構造や武家屋敷、町家及び寺社建築が多様に残されている。また、水路網と護岸の石積河川や水路に架かる石橋等が伝統的建築物と一体をなし歴史的風致を形成している。周囲は豊かな自然に囲まれており、城下町らしい潤いと安らぎのある景観が維持されている。				
	道路の現況	朝倉市甘木中央部より北に約 7 Km、福岡県のほぼ中央部に位置する。秋月地域は幹線道路が地域の中心部を通過しており、生活道路と通過道路、観光道路を兼ねた状況になっている。その大部分は城下町時代の道がそのままの形で利用されているため幅員 4 m 未満の道路が多く、観光シーズンには交通渋滞により住民の日常生活に支障を与えるといった課題も存在する。				
	公園等の現況	地域内には公園は少なく、神社境内等が児童遊園的な役割を担っており、街なみ環境整備事業第 1 期にて整備を行った分もあるが、不足感は否めない。				
	地区住民のまちづくり活動の概要	住民のまちづくり活動は秋月コミュニティ運営協議会が主体となり、伝建地区指定及び今後のまちづくりへの大きな原動力になっている。				
区域の整備に関する基本方針	整備の目標	歴史的な街なみ景観を市民共有の財産として保存するとともに生活環境の向上、交流人口の増大を図る。				
	整備の時期	平成 27 年度～平成 32 年度（6 年間）				
	地区施設等の整備に関する基本方針	通路等	旧城下町の履歴を考慮した整備を図り、枡型等の形態及び石積の側溝、石橋の路面等の形質等の復旧により町並みとの調和を目指し、回遊性を高める施策を進めてきた。今後も同様の方針を堅持する			
		小公園等	目鏡橋周辺をはじめ、かつて番所跡や枡型及び空地等を活かしつつ回遊散策に供するポケットパークを整備してきている。今後さらに住民活力の拡張を目指して、区域外からの来訪者との文化的交歓も企図した市民交流広場の整備を図る。			
		その他	防災的拠点を併設した、地域交流施設の整備を行っているが、今後さらに、区域内外の交流を高めるために、またより広範なまちづくりのための市民交流、情報発信に主眼を置いた施設を整備する。			
	住宅の整備に関する基本方針	住宅	道路、通路沿道は伝建保存計画の景観誘導体の区分（屋敷建築と町家建築の町並み）に従い、住宅等の保存、修景を図る方針にあるが、今期本計画の中では特段の事業化は予定しない。			
		敷地	旧城下町の地割の履歴に合致しない敷地の分筆合筆は避け、屋敷建築は壁面後退を誘導し、町家建築は壁面線を安定させるために、道路に面した建築を誘導する。			
その他の事項	「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」、「身近なまちづくり支援街路事業」により、区域内の骨格的道路及び公共駐車場、河川環境の整備等を図る。					

【位置図】

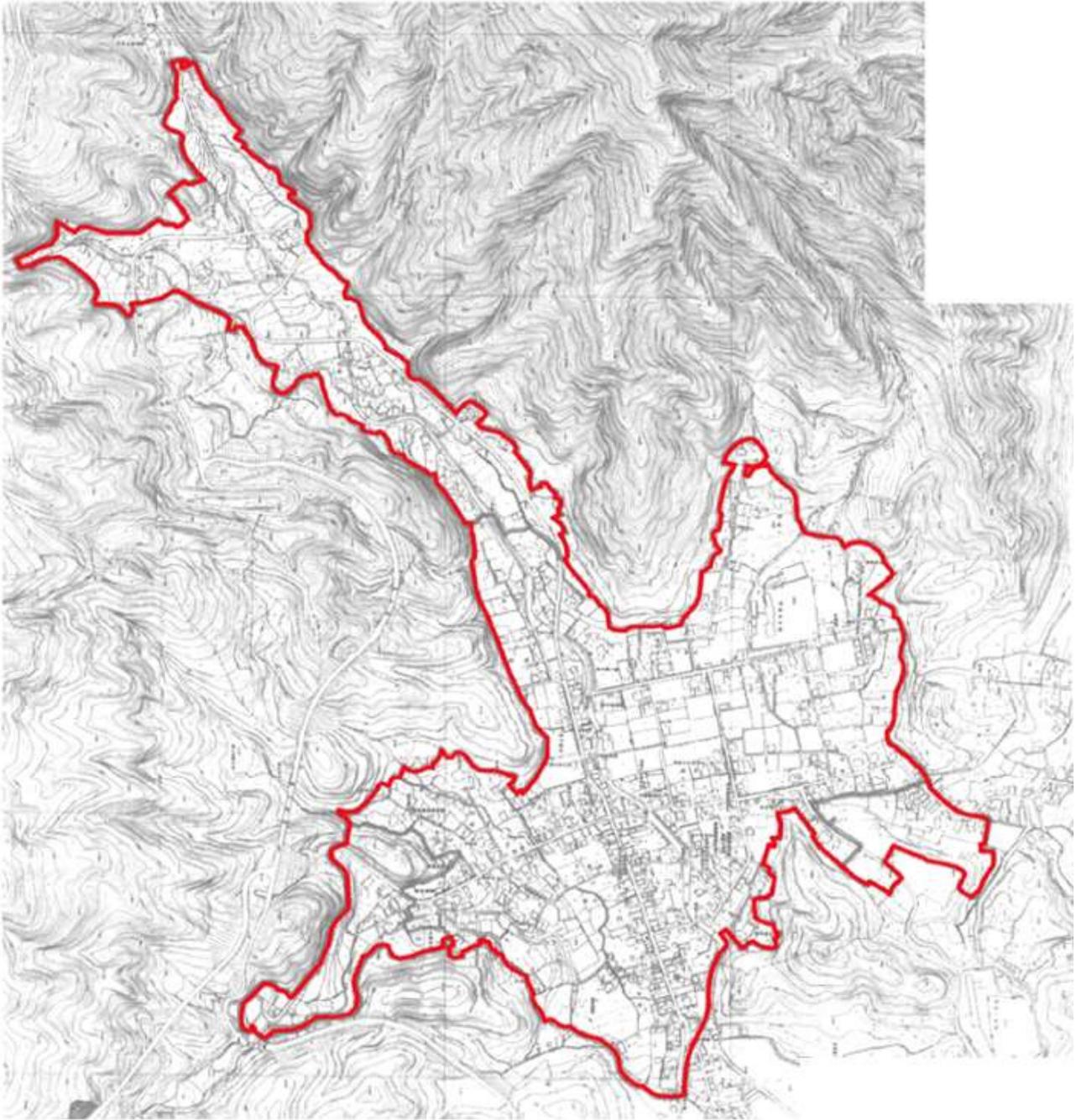
区域名または地区名	秋月地区
-----------	------

市町村位置図



【区域図】

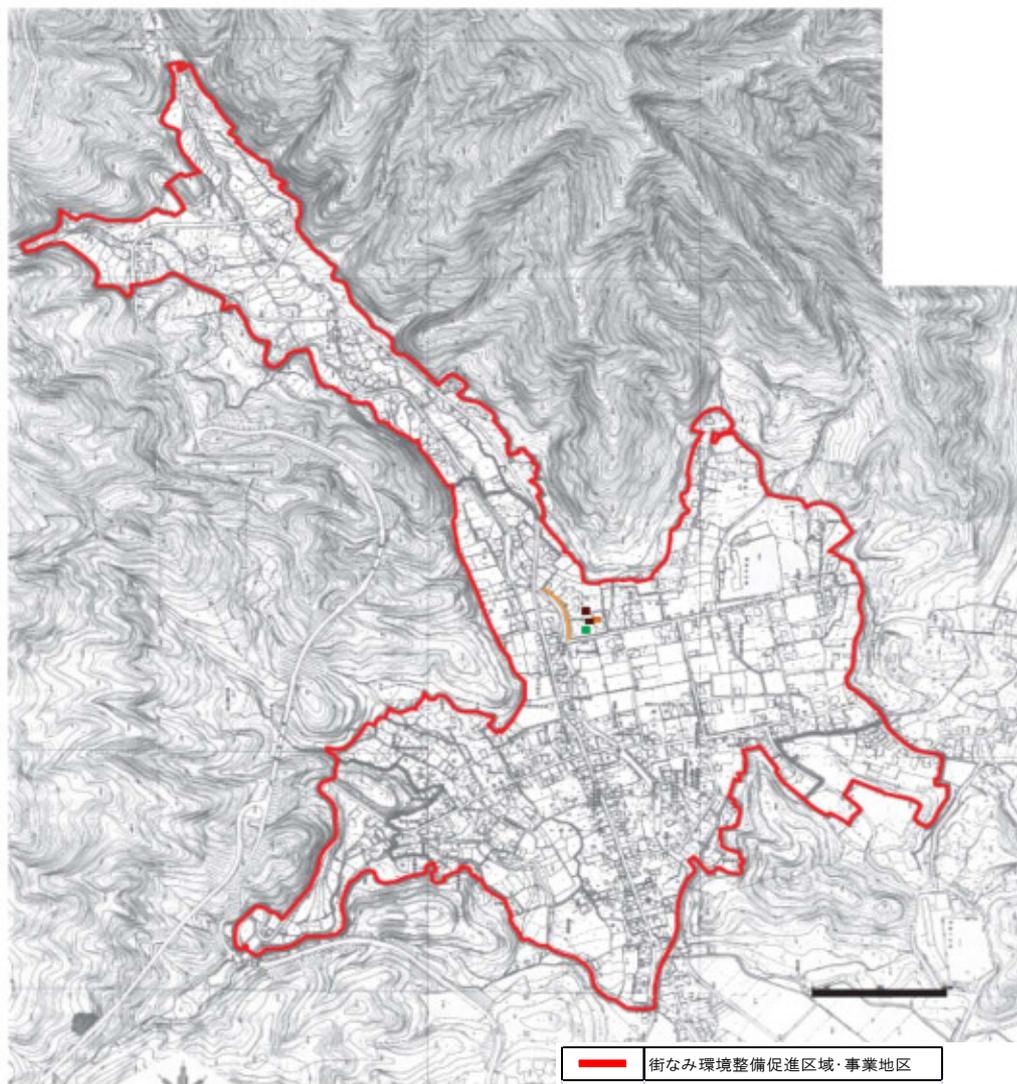
区域名又は地区名	秋月地区
----------	------



	街なみ環境整備促進区域 (街なみ環境整備事業地区)
---	------------------------------

【整備方針図】

地区名	秋月地区
-----	------



	街なみ環境整備促進区域・事業地区
	道路美装化
	小公園緑地等
	集会所等
	解体

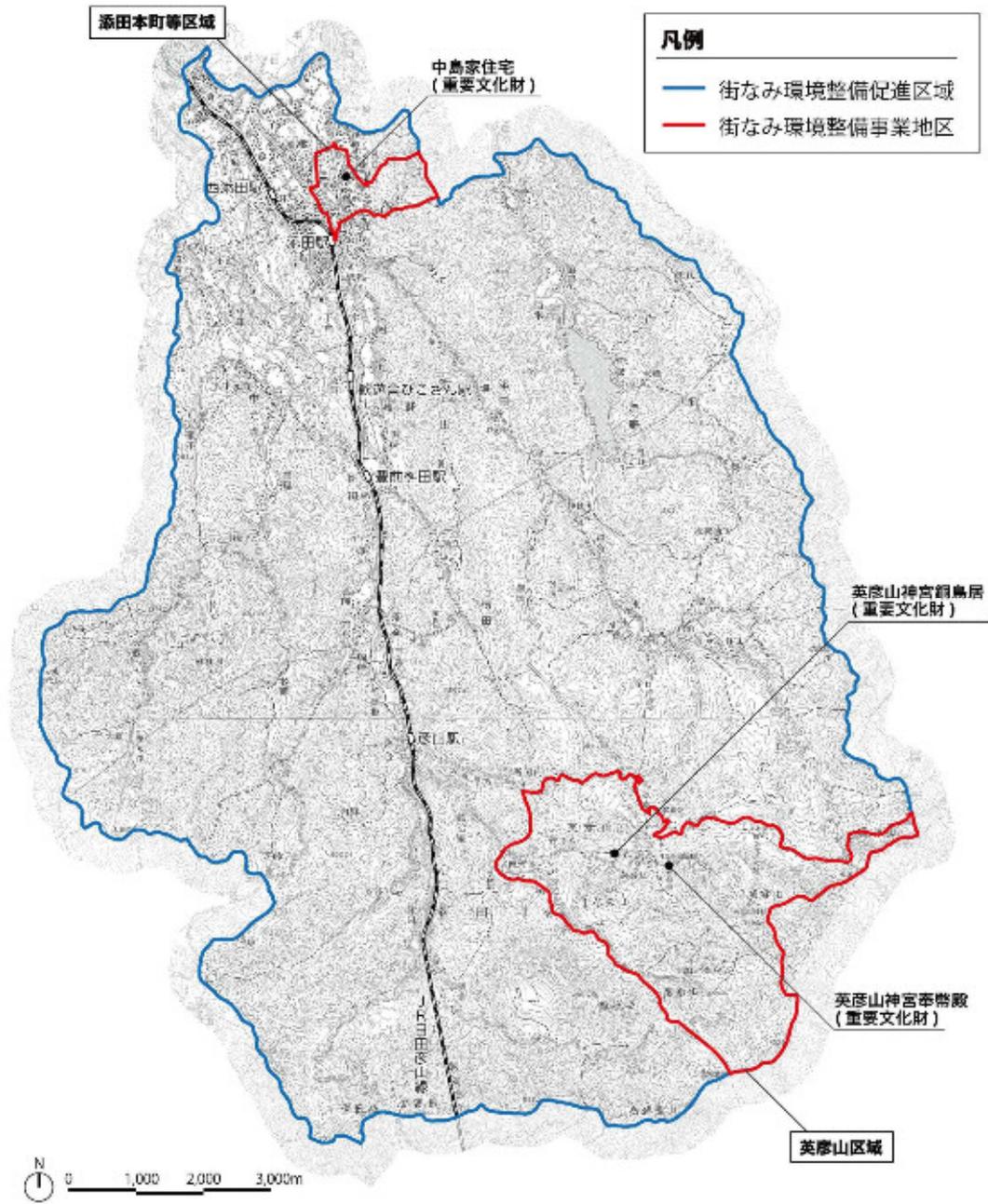
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名		福岡県	市町村名		添田町	区域名		添田町地区
区 域 現 況	区域の現況	<p>添田町地区は、国内で初めて指定された「耶馬日田英彦山国定公園」の主体をなし、古くから信仰を集める霊峰「英彦山」をはじめとする豊かな自然を擁し、その雄大な自然に育まれた清流を活かした農林業などが盛んな中山間地域に位置する。このような自然の中で、修験道や五穀豊穡を祈願する神幸祭等の祭礼が国指定重要文化財建造物などの歴史的建造物が建ち並ぶ町家みを背景に、大切に受け継がれており、歴史・文化に富む地域である。添田町歴史的風致維持向上計画では、英彦山を中心とする区域を「英彦山区域」、日田道を中心に形成された市街地の区域を「添田本町等区域」として、重点区域に位置づけている。英彦山区域には、国指定重要文化財である英彦山神宮奉幣殿をはじめ様々な社殿の他、歴史的建造物や遺跡が残されており、歴史的な街並みと荘厳な自然を背景に修験道の流れを汲む松会祈年祭が行われ、英彦山特有の歴史的風致を醸し出している。添田本町等区域には、英彦山信仰により形成された日田道沿道に、国指定重要文化財の中島家住宅などの商家や町家が軒を連ねている。このような場では、神幸祭等の祭礼が地域の方々により受け継がれ、岩石城の城下町として整備された町割りとも相まって、地区特有の歴史的風致が醸し出している。</p>						
	道路の現況	<p>添田町地区には、南側に東西に伸びる国道 500 号、南北に県道 52 号や 451 号等が通り、英彦山区域と添田本町等区域へのアクセス路となっている。英彦山区域は、国道 500 号が東西に、県道 451 号が南北に伸び、本区域への広域アクセス路となり、町道英彦山線である英彦山神宮参道が英彦山神宮や英彦山へのアクセス路となっている。英彦山内においても、様々な登山道が整備され歩行者ネットワークが形成されている。添田本町等区域は、県道 52 号が南北に伸び、本区域への広域アクセス路となっている。県道 52 号からはかつての街道である日田道（現町道上町屋敷線）をはじめとした町道により、中島家住宅や添田公園等への道路が整備されており回遊ネットワークを形成している。</p>						
	公園等の現況	<p>添田町地区は、英彦山をはじめ町域の 83%が森林となっており、雄大な景観を持つ自然観光地となっている。英彦山区域は、区域内全てが耶馬日田英彦山国定公園に指定されている。区域内には、英彦山神宮への参拝者や登山客、そして、周辺の建造物を巡る観光客の休憩所や交流の場として小広場等が整備され、町内外から人々が集う場として活用されている。添田本町等区域内には、筑豊地域随一の都市公園である添田公園が整備されており、四季折々の草花が織りなす風光明媚な情景により、公園散策や岩石山ハイキングなど、訪れた人々に癒しを与えている。特に、園内には約 2,000 本の桜が植栽されており、春には県内でも有数の桜の名所として多くの花見客で賑わいを見せている。</p>						
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>添田町地区では、郷土史会や添田町観光ガイドボランティア等の本町の歴史・文化を継承する活動をはじめ、様々な団体が様々な活動によりまちづくりを展開している。英彦山区域では、英彦山神輿を担ぐ会や彦山踊り保存会などの地域の歴史・文化を継承する活動が展開されている。また、英彦山神宮参道を中心に、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民や関係団体等による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。添田本町等区域では、中島家住宅が立地する日田道を中心として、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。</p>						

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>本町は、添田町のシンボルである霊峰「英彦山」とそれまつわる歴史的風致を維持向上させるため、英彦山（英彦山区域）とその麓の平野部（添田本町等区域）の2つの事業区域において、堅実かつ相互に連携した街なみ環境整備を先導することで、町全体の歴史と文化を基調としたまちづくりへと波及させる。これにより、地域活動の再活性や交流人口の増加を促し、歴史文化と賑わいが共存するまちづくりを目指す。英彦山区域では、歴史上価値の高い社殿や宿坊といった建造物が醸し出す参道独自の歴史文化を、一体的に整備することで歴史的風致の維持及び向上を図る。添田本町等区域では、歴史上価値の高い国指定重要文化財中島家住宅や町指定重要文化財中村家住宅といった文化財の公開活用による拠点形成を図り、それを活用したまちづくりを推進する。添田町地区全体にあっては、助成事業や地域活動の支援を行うことで、将来的に自立したまちづくり活動の実現を目指す。</p>	
	整備の時期	添田町歴史的風致維持向上計画の計画期間である、平成35年度までの10年間とする。	
	協議会活動支援に関する基本方針	歴史まちづくりを推進する地域住民による活動団体を育成し、その後の自立運営を推進するため、地域住民等の活動に対する支援を実施する。	
	地区施設整備の基本方針	通路等	歴史的風致を構成する建造物や自然等の資源、旧道としての歴史性を有する道路等が周遊路として一体感が創出されるよう、通路等を整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
		小公園等	歴史的建造物が立地する道路や歴史性を有する道路沿道等で、歴史的に大切な場所や歴史的風致を感じ取れる場所において、小公園の整備を実施する。
		その他	歴史的風致を形成する既存建造物を有効活用し、地域住民が地域活動や歴史まちづくりを行うための活動拠点、来訪者が歴史を感じられる情報発信拠点として、生活環境施設を整備する。歴史的風致を構成する歴史的建造物や自然等の資源は、火災によるき損・滅失の恐れがあることから、既設の対策を踏まえつつ、必要に応じて防災施設を設置することにより、防災性の向上を図る。添田町地区区内で歴史的建造物等へと誘導を図るとともに、それらの周知のために設置されている案内板や誘導サインのうち、経年によりその機能を果たしていないものを除却するとともに、未設置の歴史的建造物等も含めて、説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインを設置する。設置するサインについては、本町全体の一体感が感じられ、かつ本町特有の歴史的風致を訪れた人々がより一層感じられるよう、ガイドラインを策定しデザインの統一を図る。町道英彦山線である英彦山神宮参道について、水道パイプの地中化、消火設備や街灯等の道路上工作物の修景整備を実施する。
	住宅等の整備に関する基本方針	住宅	歴史的風致を構成している歴史的建造物を対象に、その所有者等との協議を行いつつ、歴史的風致形成建造物に指定して、その修理事業等を実施する。歴史的風致を構成する建造物が複数建ち並ぶ道路や歴史性を有する道路の沿道等で、歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的風致形成建造物以外の住宅等の修景整備を実施する。
		敷地	必要に応じて板塀や生垣により沿道景観に調和させる。

【位置図、区域図】

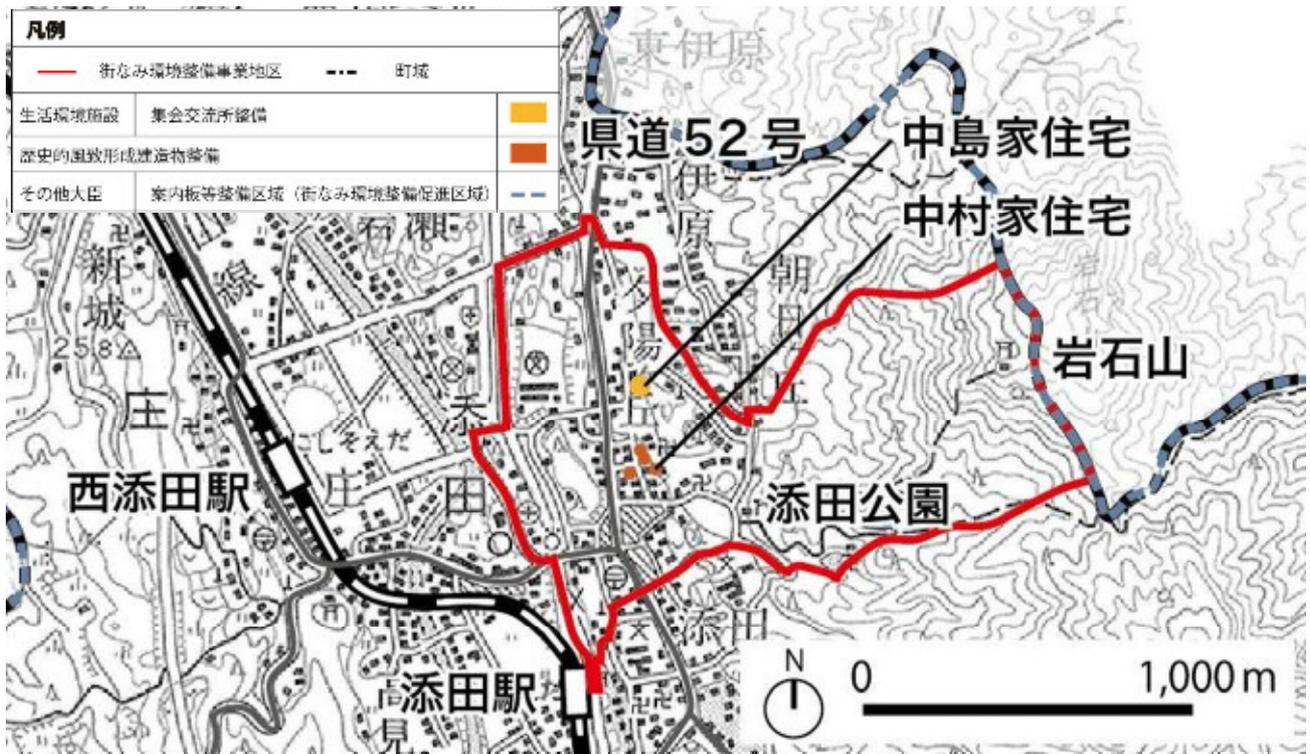
区域名または地区名	添田町地区
-----------	-------



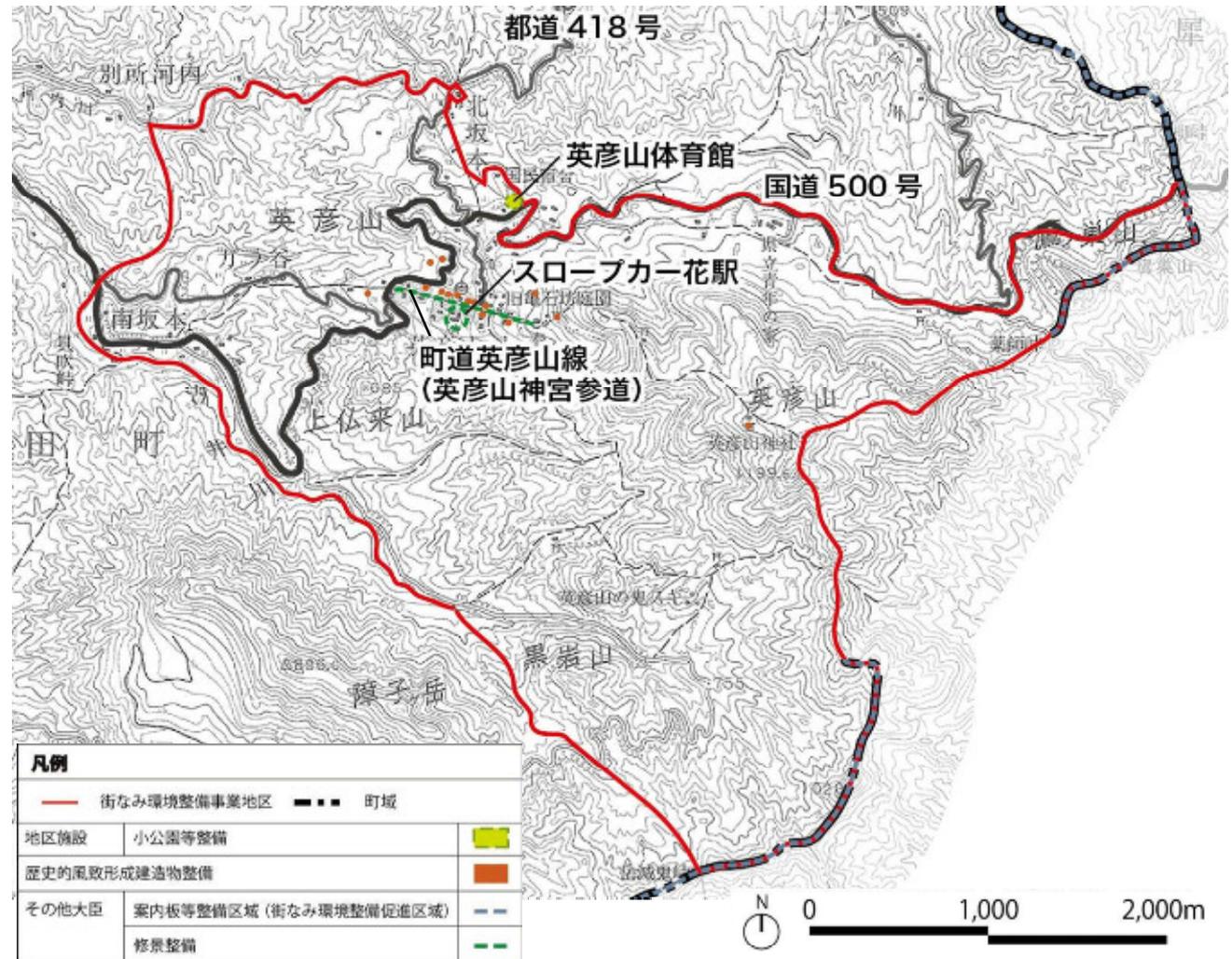
- 凡例**
- 街なみ環境整備促進区域
 - 街なみ環境整備事業地区

【整備方針図】

地区名	添田町地区
-----	-------



添田本町等区域

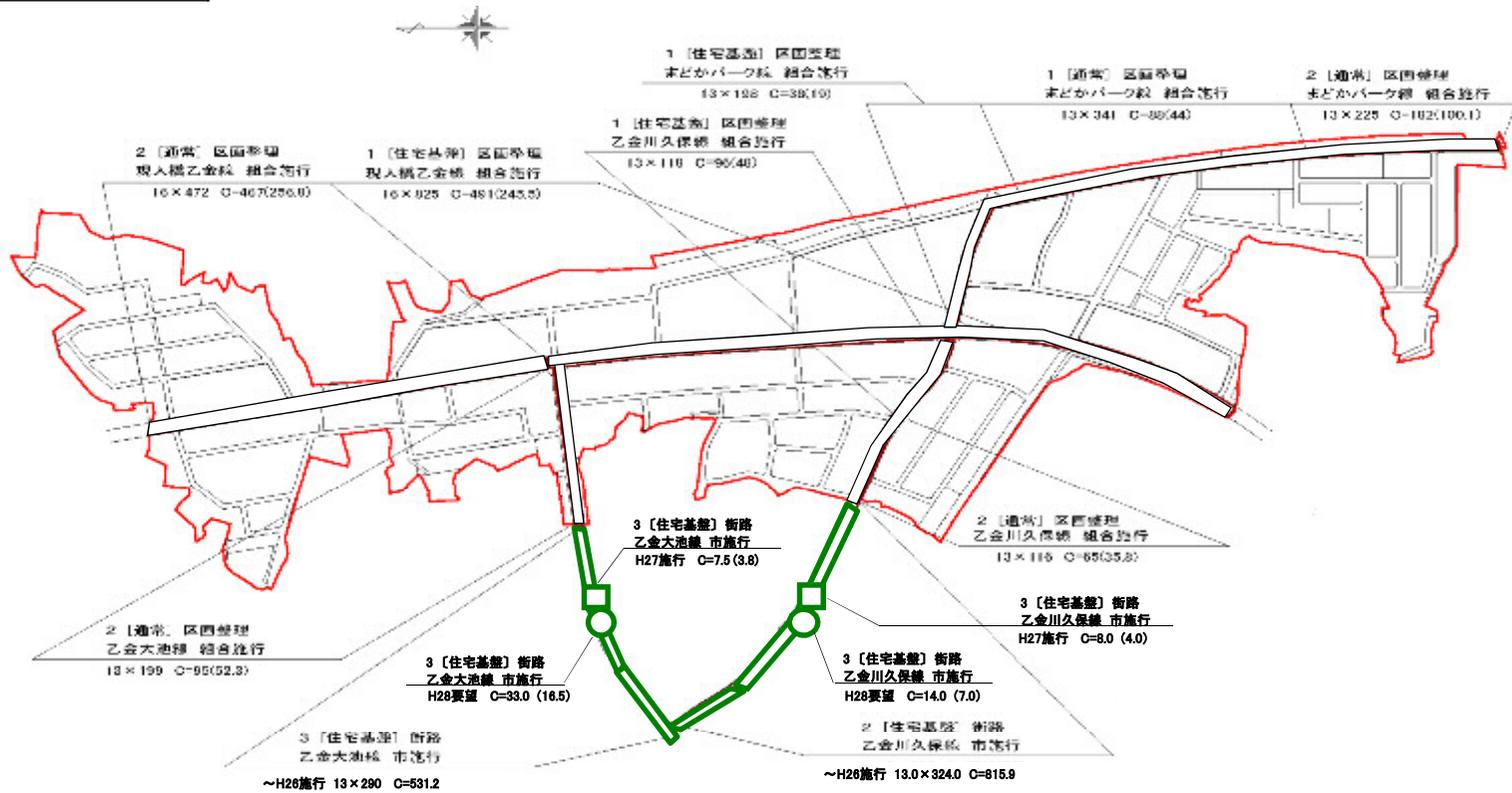


英彦山区域

住宅市街地基礎整備事業 施設概要図

計画の名称: 福岡県住宅・住環境整備計画(第2期)

団地名:	おとがなだいにちく 乙金第二地区
事業主体名:	おおのじょうし 大野城市



	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度
住宅基礎(基幹)	■	■	○
住宅基礎(地住交)	■	■	○
その他事業等	■	■	○



■ 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 15-(1) 2. に掲げる式による交付限度額（交付限度額1）

<Step0>

	（単位：百万円）		
	交付金算定対象事業費		
	A	K	B
基幹事業	24875.69	14032.19	
公営住宅等整備事業	16155.3		
地域優良賃貸住宅整備事業	23.997		
公営住宅ストック総合改善事業	8665.675		
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	16.65		
市街地再開発事業			
優良建築物等整備事業			
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）			
都心共同住宅供給事業			
住宅市街地基盤整備事業			
住宅・建築物安全ストック形成事業			
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	12.213	2035.57	
住宅地区改良事業等		11996.62	
災害公営住宅家賃低廉化事業			6532.3
提案事業			
			国費(B)

これらの事業をKに含める場合には、補助金の場合の国費と変わらないように換算。
これらの事業は補助金の場合の国費と変わらないように

START

<Step0>
事業別に交付金算定対象事業費A、K、B
都市・地域再生緊急促進事業の国費を記

$9/10 \times (A+B) + K$ と $10/9 \times A + K$ のいずれか少ない額 $\times 1/2 + \beta$ 20,836 百万円

交付限度額1

■ 地域住宅特別措置法施行規則第5条第1項の規定による交付限度額（交付限度額2）

<Step1>

	住宅の種類 i	住宅の種類 ii	構造	（単位：戸）							小計
				北海道特別地区	北海道一般地区	特別地区	大都市地区	多雪寒冷地区	奄美地区	一般地区	
N2	地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅	①公営住宅	超高層一般								0
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0
N1	(1)計画期間終了の日までに耐用年限の2分の1を経過している公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層一般							33977	33977
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0
	(2)必要な耐震性能が確保されていないと認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層一般								0
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0
	(3)その他の事由により住宅としての機能が相当程度低下していると認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層一般								0
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0

<Step1>
住宅の種類別に戸数を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。
⇒交付限度額1が交

$(N1 + N2) \times Ch \times 0.5$ 486,550 百万円

Step1による算出結果が交付限度額1を下回る場合は、Step2へ

<Step2>

施設の種別	規模（単位）	用地費（千円/単位）	区域内の建築物の戸数（戸）	補償費（千円/単位）	単位当たり整備費（千円/単位）	Cn
(1)道路・公園・緑地・広場 [m]	下記以外			0	23	0
	住宅地区改良事業等			0	23	0
				0	23	0
(2)下水道 [m]				3.6	0	
(3)-1 河川 [m]	整備費			3,700	0	
				3,700	0	
(3)-2 河川 [m ²]	用地補償費			0	0	
				0	0	
(4)-1 調整池 [m ³]	整備費			140	0	
				140	0	
(4)-2 調整池 [m ²]	用地補償費			0	0	
				0	0	
(5)再開発・優建 [m]				132	0	
(6)電線共同溝等 [m]				680	0	
(7)人工地盤 [m]				5,300	0	

<Step2>
施設別に必要事項を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。

施設整備の実施に要する費用	0 千円
大規模な構造物等に係る補正額	千円

$[(N1 + N2) \times Ch + \sum Cn] \times 0.5$ 486,550 百万円

■ 交付限度額（交付限度額1と交付限度額2のいずれか少ない額）

交付限度額（交付限度額1と交付限度額2のいずれか少ない額） 20,836 百万円

社会資本整備総合交付金チェックシート (住宅)

計画の名称: 福岡県住宅・住環境整備計画(第2期) 都道府県名: 福岡県

計画作成主体名:

福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①関連する各種計画との整合性	
1) 関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1) 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
2) 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
3) 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(空き家の適正管理と利活用及び老朽建築物の除却等の推進)	○ ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ
4) 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 計画の目標と定量的指標の整合が図られている。	○
2) 事業内容は計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
3) 定量的指標は市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
2) 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
3) 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤事業の熟度	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
⑥計画実現に向けた連携等	
1) 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
2) 地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○
3) 交付期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	○
4) 社会資本総合整備計画(地域住宅計画)を公表することとしている。	○